

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）

内視鏡室及び泌尿器科 X線透視撮影システム

技 術 仕 様 書

地方独立行政法人 広島市立病院機構

## 1. 調達物品の背景及び目的

現在、内視鏡 X 線透視装置は 1 台であり、救急患者の対応に支障をきたしている。新病院では内視鏡 X 線透視装置を増設し、緊急検査と定期検査の柔軟な対応を目指す。また、気管支鏡検査と内視鏡的逆行性胆管膵管造影（ERCP）検査の同時施行が可能となり、検査効率の向上及び件数増加が可能となる。

泌尿器科に整備されている X 線透視装置は、新病院移転時には導入後 13 年となり、画像検出器の経年変化による画質の低下や修理対応期間の終了等運用に支障をきたすため、更新により画質の向上を図ることにより、尿管ステント挿入時や腎瘻造設時のガイドワイヤーの確認が容易となり、手技時間の短縮に伴う X 線被ばく低減が可能となる。

内視鏡における主要な検査である内視鏡的逆行性胆管膵管造影（ERCP）検査と泌尿器科検査における X 線 TV 装置については、主要パーツである検出器に X 線を直接的にデジタルデータ変換し、より鮮明で高画質な透視・撮影画像を得ることが出来るフラットパネルディテクター（FPD）の搭載が必須である。

また、検査を確実かつ安全に施行するための広い検査空間が確保され、インターベンション手技に対応するための支援機能が搭載されていることは機器の選定に大きな要因となる。

## 2. 調達物品名および構成内訳

### I-1) 内視鏡 X TV X 線透視撮影装置

(構成内訳)

I-1-1) X 線透視撮影台	一式
I-1-2) X 線高電圧発生装置及び X 線制御装置	一式
I-1-3) X 線管装置	一式
I-1-4) X 線可動絞	一式
I-1-5) X 線検出器	一式
I-1-6) 画像処理装置	一式
I-1-7) 周辺及び付属品	一式

上記の他、搬入・据付・配管・配線・調整等を含む

### I-2) 泌尿器科 X TV X 線透視撮影装置

(構成内訳)

I-1-1) X 線透視撮影台	一式
I-1-2) X 線高電圧発生装置及び X 線制御装置	一式
I-1-3) X 線管装置	一式
I-1-4) X 線可動絞	一式
I-1-5) X 線検出器	一式
I-1-6) 画像処理装置	一式
I-1-7) 周辺及び付属品	一式

上記の他、搬入・据付・配管・配線・調整等を含む

## II 性能、機能以外に関する技術的要件

II-1 搬入、据付、調整

II-2 製品保証

II-3 障害対応教育訓練体制等

II-4 教育訓練体制等

II-5 瑕疵担保及び保守等

### 3. 技術的要求要件

- (1) 本調達物件に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、別紙に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は、発注者の必要とする最低限の要求要件を示しており、本調達物件の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 本調達物件の性能等が技術的要求を満たしているか否かの判定は、広島市立安佐市民病院医療機器選定委員会及び広島市立病院機構本部事務局で実施する入札契約審査会において、本調達物件に係わる技術仕様書に対する提案書やその他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (5) 本調達物件の構成においては、全て新品であること。引上げ品等を使用している場合は落札決定の対象から除外する。

### 4. その他

- (1) 仕様に関する留意事項
  - ① 本調達物件のうち医療用具に関しては、入札時点で「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（旧薬事法）」に定められている製造の承認を得ている機器であること。
  - ② 本調達物件は、入札時点で製品化されていることを原則とする。ただし、入札時に製品化されていない機器で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約書等を提出すること。
- (2) 提案に関する注意事項
  - ① 提案に際しては、提案システムが本仕様書の要求要件をどの程度満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的、かつ、分かりやすく記載すること。  
したがって、本仕様書の技術的要件に対して、単に「できます。」「提案します。」といった文章のみで、その根拠となるデータ等を示さず具体性のない提案書の場合、評価できないため不合格とする。
  - ② 提出資料等に関する照会先を明記すること。
  - ③ 提出された内容について、ヒアリングを行う場合があり、ヒアリングについて打診を受けた場合は、必ず対応すること。